

取りまとめに向けた整理案（主な論点への対応について）（案）

ローマ字小委員会におけるこれまでの検討内容と意見募集の結果に基づき、「「ローマ字使用の在り方」に関する審議経過」（令和6年12月10日 文化審議会国語分科会（本日の参考資料2））に示した考え方について、今後、加筆修正を検討すべき点や必要となる対応等について、以下のとおり整理した。

0 改定の基本的な考え方について

- ローマ字のつづり方における「ローマ字」とは、ラテン文字を使って国語を書き表す際の表記法をいう。
- ラテン文字とは、ラテン語を書き表すため古代ローマで用いられた文字をいうもので、これ自体を「ローマ字」と呼ぶ場合がある。つづり方としての「ローマ字」と、文字の呼び方としての「ローマ字」とが取り違えられないよう、本案では、文字の呼び方としての「ローマ字」は用いずに、「ラテン文字」という語を充てることとする。
- ローマ字のつづり方の改定に当たっては、「できるだけ統一的な考え方を示す」という諮問の趣旨を踏まえ、社会実態に即した形で、一つのつづり方を示すこととした。
- ローマ字使用の基本的な目的は、国語を書き表すことにある。
- ただし、現在におけるローマ字の使用は、ほとんどの場合、地名や人名、団体名などの固有名詞や、メールアドレス、URLなどを表記するためのものとなっている。漢字仮名交じり文の代わりに、文章を全てローマ字で表記するといった習慣は、一部で行われているものの一般的ではない。
- この主な目的と実際の使用状況を踏まえた上で、国際化、情報化が進む社会の在り方に対応するという側面にも配慮して検討がなされた。
- 国内において、日本語を母語としない人たちが急速に増えつつある。ローマ字については、主に国語を表記する上で使いやすいものとするとともに、日本を訪れたり日本語を学んだりする外国の人々にとっても親しみやすいつづり方とするよう考慮した。
- 最適解を目指しつつ、様々な考え方がある中で混乱を来さぬよう、現行の内閣告示に

示されたものにできるだけ準ずるように、必要な整理を行ったものである。

- 具体的には、広く社会において用いられてきたつづり方を用いることとし、長音の書き表し方について修正を加えた。
- 結果として、改定案のうち、現行の内閣告示に示されていない考え方を導入しているのは、長音のつづり方に新たな方法を認めた点のみとなる。
→ 「3 「ローマ字のつづり方に関するこれまでの検討の整理」の考え方」のリード文部分に反映

1 統一的なつづりについて

- これまで、昭和 12 年の内閣訓令、昭和 29 年の内閣告示・訓令の 2 度にわたり、いわゆる訓令式のつづり方が国において採用され、学校教育においても長年にわたり学習されてきたが、このつづり方は一般の社会生活に定着していない。
- 今回のとりまとめ案においては、できるだけ統一的な考え方を示すという方針の下、一つの表（「本表」とする。）をよりどころとして示すこととした。
- その際には、現行の内閣告示の第 2 表の 5 行目までに示されたつづり方を探ることとした。これは、社会で実際に用いられている表記であるとともに、各種の意識調査の結果から多くの人たちが慣れ親しんでいる状況がうかがえることによる。
- 背景として、外来語・外国語が大量に流入してきたことにより、人々のラテン文字による表記（いわゆるアルファベットによる表記）に対する認識に変化が生じている面があるとの指摘もある。
- しかし、このことは、「本表（案）」に掲げられていないつづり方を否定するものではない。
- 例えば現行の内閣告示の第 1 表が示すものは、日本語の五十音に対応した規則的、体系的なつづり方として評価を受けてきた。また、現在においては情報機器への入力方法としてもよく用いられる。
- 「本表（案）」に掲げてないつづり方に関しては、改めてその歴史や意義について、確認するとともに、取りまとめ案において言及することとする。

- また、「付表（案）」において、現行の内閣告示第1表及び第2表の6行目以降のつづりを示し、「本表（案）」に示すつづりと対照させるとともに、各種専門分野や個人の表記に用いられる場合があることを示すこととする。
- 一方、はねる音（撥音）は「n」によって表記することに、また、つまる音（促音）を示す際には子音字を重ねて表記することにそれぞれ統一し、現行の内閣告示の考え方を踏襲した。これらは、日本語を主に用いる人が語を判別するときの意識からすれば、聞き分けたり書き分けたりすることが難しいものである。したがって、できるだけ規則的な考え方を採用することとした。
- 先述のとおり、ローマ字は、国語を書き表すために用いることを主な目的としている。母語話者にとって使いやすいつづり方が定着し安定して用いられるようになれば、日本語を母語としない人々もそれを信頼して使用することができるであろう。
- なお、四つ仮名に関する考え方については、外来語の表記（平成3年内閣告示第2号）における「ヂ」や「ヅ」の扱いを参考にすることも考えられる。
→ 「2 諒問が示した検討課題の整理 （1）「将来に向けてローマ字つづりを安定させること」について」に反映

2 長音の表記について

- 英語の影響によって長音符号付き文字を用いない表記が広がっている。例えば「オオノ」と「オノ」がともに「Ono」、「ユウキ」と「ユキ」がともに「Yuki」と表記されることがあるという状況がある。これらは分別できることが望ましく、必要に応じて適切に書き分けられるよう手当てしておく必要がある。このことは、国語分科会のこれまでの審議における一貫した認識である。
- これまで行われてきたローマ字のつづり方においては、訓令式、日本式、ヘボン式のいずれにおいても長音符号を用いることとされてきた。一般にヘボン式では長音符号を付さないといった認識があるが、これは本来のものではない。長音符号を付さない表記は、国語のローマ字つづりではなく、言わば英語式のものである。
- 国語を適切に書き表すという観点からすれば、長音であるかどうかを区別できない英語式の表記に対する考え方を整理する必要がある。今回の改定では、この点に対応し、解決策を示すことが重要な課題となった。

- 長音の示し方は、これまでの考え方を重視するとともに、各種調査の結果や、公共の表示などに広く用いられている現状を踏まえ、基本的に、母音字に符号を付けて表す（「nēsan 姉さん」「ōedo 大江戸」）こととした。その際、現行の内閣告示においては「^」（山型）を用いることになっているが、使用の実態に基づき、「-」（マクロン）を採用した。
- また、符号を付きない場合にも長音であることが分かるようにするため、母音字を並べる方法（「neesan 姉さん」「oedo 大江戸」）を採用することとした。これは、現行の内閣告示において、大文字の場合にのみ「母音字を並べてもよい」とされてきた方法に準ずる考え方でもある。
- 加えて、母音字を並べる場合には、仮名遣いと同様のつづり方とするのが最も分かりやすく、迷うことが少ないと判断し、長音を示す場合に限って、これを採用した。仮名遣いと同様のつづり方とは、仮名で書く場合の仮名遣いに合わせて、一つ一つの仮名をそのままローマ字に置き換え、例えば「東北（とうほく）」を「Touhoku」、「房総（ぼうそう）」を「Bousou」とする方法である。
- 現代仮名遣いについては、例えば「オーアメ」は「おおあめ」、「オトーサン」は「おとうさん」と書くことを義務教育で学び、身に付けている。また、情報機器への入力においても、おおむね現代仮名遣いに基づくキー操作が行われている。これらのことから、仮名遣いと同様のローマ字のつづり方は、日本語に親しんできた人にとって、受け入れやすい表記法であると考えられる。
- このとおり、長音に関する改定案は、伸ばす音として実際に発話されることに基づいて、母音字に符号を付けて書く方法をこれまでどおり原則とした。加えて、符号を用いない場合に国語の仮名遣いに合わせて母音字を並べるという、文字と文字との置き換えに近い考え方を導入した。これは、二通りの表記が生じることを踏まえた上でも、長音を確実に示すための手当てを行うことが重要であると考えるためである。
- ただし、表記の揺らぎをできるだけ抑制する配慮も必要である。個人の表記などを除き、一つの文書等においては、符号付き文字を用いるか、母音字を並べるか、どちらか一方を用いることが望ましい。
- また、符号付き文字が使えない場合には、研究者等の間で「ō-edo」「ō^edo」のように、符号を隣に示すような代替表記が用いられることがある。このことは取りまとめ案の趣旨説明内に示すこととする。

- なお、人名等の表記において、長音を表すためによく用いられるものに「oh」がある。これは、オ列に用いられているものの、ア列、イ列等に用いる例がほとんどない。したがって、統一的なルールとはしにくいと判断し採用しなかった。一方、個人の姓名や団体名等によく用いられていることから、慣用を例示するとともに、その使用を妨げるものではないことを示すこととする。
→ 「2 諒問が示した検討課題の整理 （2）「国語を表記する上で十分な昨日を果たせるローマ字つづりとすること」について」及び「3 「ローマ字のつづり方に関するこれまでの検討の整理」の考え方 （3）長音の扱い」に反映

3 個人の姓名等、慣用について

- 國際的に定着している表記については、変更を求めるものではないが、今後、改定案を参考にして、長音の示し方に配慮されることが望ましい。
- 個人や団体等において、長く用いられてきたつづり方や具体的な表記については、これを尊重し、これまでの使用状況や慣行を踏まえ適切に判断されるべきものとする。
- ただし、表記の統一化を図る観点から、今後、各分野においてローマ字使用の在り方に関する検討が行われる場合には、改定案の考え方方が参考とされることが望ましい。
→ 「2 諒問が示した検討課題の整理 （3）「各分野で定着してきたローマ字表記の慣用を整理すること」について」及び「3 「ローマ字のつづり方に関するこれまでの検討の整理」の考え方 （6）各分野で定着してきた表記、個人名・団体名等の扱い」に反映

4 学校教育における対応について

- 改定された告示に関する学校教育における対応については、従来のローマ字教育の経緯を踏まえ、かつ、児童生徒の発達段階等に十分配慮した、別途の教育上の適切な措置に委ねることとする。
- 内閣告示改定後、改定の趣旨が学校教育においても円滑に導入されるよう、関係部署と十分に連係するよう努める。
→ 「5 その他 （1）「学校教育におけるローマ字指導」」に、必要に応じて反映

5 情報機器との関係について

- 長音符号付き母音字の情報機器への入力方法については、関係団体から参考資料の提供を受け、これを取りまとめ案に付す方向で検討する。
 - 先述のとおり、社会の実態に即して、長音符号には「-」（マクロン）を用いることとする。ただし、情報機器との関係等において必要な場合には「^」（山型）で代用しても差し支えないものとする方向で検討する。
- 「5 その他 (2)「情報機器との関係」」及び「参考資料」に、必要に応じて反映

6 国際規格 (ISO 3602) について

- 現行の国際規格との関係については、必要な対応について、事務局において引き続き検討する。
- 「5 その他 (2)「情報機器との関係」」に、必要に応じて反映

7 ローマ字のつづり方に関するこれまでの検討の整理（案）について

- 内閣告示の改定案としてふさわしいものとするよう、個々の表現や文の分かりやすさ等について、引き続き検討する。また、例示についても、取り上げる語の選択やローマ字表記と日本語の表示の順序等について、改めて考慮する。
以下は、現時点での修正等が必要と考えられるもの。
- 整理5
 - ・ 説明をより分かりやすく修正する。母音を並べる際の書き表し方に関する説明、特にイ列とエ列に関する記述については、括弧の使い方も含め、改めて検討する。
 - ・ 「九州」を「風流」(fūryū/fuuryuu) に変更
 - ・ 「へえ」を「ええ」(ē/ee) に変更（又は、「ええ」を追加）
- 整理6
 - ・ アポストロフィーを使用する場合について、「母音字が連続するときに長音であるかどうかを示す場合など」といった説明を追加する。

- ・ 「圏央道」を「山陰」(San'in) に変更
- ・ 「小唄」(ko'uta) を追加（「小唄」は「ko-uta」としてもよいのではないかとの指摘もあり。）

○ 整理 7

- ・ 外来語にのみ用いられる音等について、次のような事例等を取りまとめ案の趣旨説明内に別途示すことを検討する。

例えば昭和 20 年代の文部省著作教科書のうち、ヘボン式（標準式）を扱ったものにおいては、おおむね次のように書き表されていたとされる。

si (スイ)				
ti (ティ)	tu (トウ)			
di (ディ)	du (ドウ)			
fa (ファ)	fi (フィ)	fe (フェ)	fo (フォ)	
va (ヴァ)	vi (ヴィ)	vu (ヴ)	ve (ヴェ)	vo (ヴォ)
wi (ウィ)	we (ウェ)	wo (ウォ)		
kwa (クワ)	gwa (グワ)			
she (シェ)	je (ジェ)	che (チエ)		
tsa (ツア)	tsi (ツイ)	tsé (ツエ)	tsø (ツオ)	

○ 整理 11

- ・ 本案における原則、例えば、撥音は全て「n」によって表記することや促音を示す際には全て子音字を重ねて表記するといった考え方を適切に踏まえる。その上で、各分野において定着してきた慣用を妨げるものではないという趣旨が伝わるよう工夫する。
- ・ 「円」(yen)、「大田原」(Ohtawara) を追加

→ 「ローマ字のつづり方に関するこれまでの検討の整理」に反映

○ 整理 12

- ・ これまで行われてきたローマ字つづりを排除するものではないということが伝わるよう工夫する。具体的には、仮名遣いへの対応などが必要なときなど、今後も使用される場合があることを示す。
- ・ 「ぢ」「づ」「を」等に対応するつづりを示し、「個人名や団体名などの固有名詞に用いられる場合がある。」等の加筆をする。
- ・ 表の意味するところが伝わるよう、必要な説明を加える。

→ 「付表（案）」として追加

8 周知に向けた取組について

- 意見募集に寄せられた意見からは、改定案の趣旨とその背景にある考え方をより分かりやすく、また詳しく周知していくことの必要性がうかがえる。
- 取りまとめ案においては、ここまで示してきた内容を中心に、改定に当たっての国語分科会の考え方について、より詳しい説明を加えることとする。
- また、取りまとめ後、内閣告示の制定に向けてQ&A等を作成し、文化庁ウェブサイトなどをはじめとする各種媒体を通して、より分かりやすく周知ができるよう準備する。
- さらに、文化庁で実施している国語問題研究協議会や国語施策懇談会等の各種催しにおいて、改定の趣旨について各方面に周知する。